

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

不当要求防止責任者講習の開催についてホームページでは、上半期分として5月～8月までの予定が確認できます。今年度上半期は、5月22日(水)秋田市で始まり、8月27日(火)大館市までの12回の講習となります。

下半期の予定は、8月中旬にホームページで発表します。※賛助会員を募集しています。責任者講習をはじめ、暴力団排除に係る事業を存続できるのは賛助会員の皆様のご助力によるものです。全国規模の暴力団は存在します。私達は暴力団排除のため、これまで以上に事業を推進します。※事前の備えこそ最大の防御です。

## 不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

### ◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

#### 1 令和5年における主な暴力団情勢とその対策

全国に配下を有する六代目山口組(主たる事務所の所在地～兵庫県/勢力範囲～1都1道2府40県/構成員数～約3,500人)と神戸山口組(主たる事務所の所在地～兵庫県/勢力範囲～1都2府7県/構成員数～約140人)の対立抗争激化を受け、令和2年1月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、特に警戒を有する区域等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定された後も両団体の対立抗争は継続していることから、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、警

戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じています。こうした中、六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組(主たる事務所の所在地～岡山県/勢力範囲～1道3県/構成員数～約60人)との間で対立抗争が発生し、令和4年12月、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しています。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進しています。その他として、五代目工藤會(主たる事務所の所在地～福岡県/勢力範囲～3県/構成員数～約200人)については、平成24年12月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降1年ごとに指定の期限を延長し、令和5年12月には11回目の延長を行っています。これまで工藤會に対する集中的な取締り等を推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、その拠点である事務所もあい

ついで閉鎖されるなど、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えていました。

今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしています。このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいます。

※ 「特定抗争指定暴力団」とは、指定暴力団のうち、対立抗争状態にあり、市民の生命・身体に重大な危害を加えるおそれがあるとして、都道府県公安委員会が指定した組織。2012年10月の暴力団対策改正でできた新制度。～ 六代目山口組、神戸山口組、池田組など。

※ 「特定危険指定暴力団」とは、その構成員やその組織から依頼を受けた者が、危険な不当要求行為を繰り返している場合、一般の市民や企業を暴力行為の危険から保護する措置として、とくに指定する組織。みかじめ料や用心棒料などの不当要求行為を繰り返す指定暴力団。～ 五代目工藤會。

◎ 反社会的勢力が最も恐れるのは懲役等の刑罰、警察の取締りです。基本は早期相談です。